

平成30年6月定例教育委員会会議録

1 期 日 平成30年5月31日(木)

2 場 所 南別館3階 第2会議室

3 開始時間 午後1時30分

4 終了時間 午後3時30分

5 出席者

児玉教育長、赤松教育長職務代理者、中原委員、濱田委員、岡村委員

その他の出席者

栗山教育部長、江藤教育総務課長、武田文化財課長、後藤美術館長、岩崎学校給食課長、田畑スポーツ振興課長、新宮生涯学習課長、前村学校教育課長、岡田教育総務課副課長、清水教育総務課主幹、平田教育総務課主査、

6 会議録署名委員

濱田委員、岡村委員

7 開 会

○教育長

それでは、ただいまから、6月定例教育委員会を開催します。

本日の委員会は、終了時刻を、16時を予定しておりますので、皆様方ご協力よろしくお願いたします。

8 会議録署名委員の指名

○教育長

では、本日の会議録の署名委員に、都城市教育委員会会議等に関する規則第15条の規定により、濱田委員、岡村委員に願いたします。よろしく願いたします。

9 議 事

【報告第38号】

○教育長

それでは、本日は江藤課長がこの後、業務がございますので、私の報告の前に一つだけ、報告をさせていただきますと思いますので、よろしく願いたします。

○教育総務課長

今、平成30年度市民広域活動の新事業の審査会と判定会に部長が出席しております。9時半から16時半までの会議です。私が途中で交代いたしますので、前倒して、ご説明させていただきます。

それでは、報告第38号 専決処分した事務の報告及び承認で、平成30年度都城市教育委員会名義後援、共催について、ご説明いたします。

名義後援につきましては、平成30年4月19日から5月18日までに、総計9件を承認しております。内訳につきましては、一覧表をご覧ください。学校教育関係が1件、スポーツ関係が1件、その他教育総務課のほうで受け付けたものが7件となっております。

次の裏面をご覧ください。

共催につきましては、平成30年4月1日から5月18日までに、1件を承認しております。ただし、学校教育課分が今回抜けております。学校教育課分合計が38件ございました。本来、各課が名義後援、共催のリストに入力していただくのですが、学校教育課の共催が非常に多いということで、教育総務課で代わって入力しておりますので、今回は遅延したということで、また次回報告させていただきます。スポーツ関係が1件となっております。

以上で、報告を終わります。

○教育長

共催、そして、名義後援につきましての報告でございました。

ご質問等、何かございませんでしょうか。

○教育総務課長

お手元にA4の縦の資料があると思います。

○教育長

これは、昨年度の決裁ですね。

○教育総務課長

前回の定例教育委員会でご質問がありましたので、ここで改めてご説明させていただきます。

まず、こちらは、名義後援です。夢学舎、夢のぼし応援塾開塾に伴う開会行事及び閉会行事等ということで、起案がされておりました。学校教育課で受け付けたものです。

3ページをご覧ください。

こちらが社会福祉法人まりあから申請がございましたシンポジウム、こちらでは3月9日となっております。3月9日は、前にも申し上げましたけれども、小西教育長職務執行者が在籍されたときにありまして、小西さんが、どうしてもこれは教育委員会に諮ってから決定したいということで4月の定例会で諮って、承認を得たところでございます。

ところが、実施日時としましては、平成30年度ということで、4月1日から平成31年3月31日までとなっております。実際、4月4日に定例教育委員会で承認を得られた後に、こちら側はまりあさんに通知書を出しております。ただし、通知書の日付はさかのぼって3月30日としたところですが、これに対しまして、学校教育課にお聞きしたところ、これまでも幾つかこういうような形で承認した経緯があり、申請者側にお尋ねしたところ、何ら支障はないということで、この件はそれで処理されたところです。

以上でございます。

○教育長

ありがとうございました。

では、日付についてはさほど問題ではないとして、承認するか、承認しないかということのほうの方が大切かなと思います。

何かご質問等はありませんでしょうか。(質疑なし)

それでは、報告第38号を承認いたします。ありがとうございました。

10 教育長報告

○教育長

それでは、後ほど、部長と江藤課長が交代するという形になりますので、ご了承ください。

では、教育長報告といたしまして、お手元にあります資料をご覧ください。

非行等問題行動とありますけれども、4月中で小学校3件、中学校1件の事案が発生しております。事案の内容につきましては、中学校が器物破損でございました。これはわざと破損したのではないのですけれども、破損のさせ方がちょっと悪質だったものですから、当該生徒が3階トイレに上がって行って、トイレ内の給水口のところをよじ登って行って天井に上がりました。この天井が抜けまして、本人は怪我などしていなかったのですけれども、天井板を破るというようなことがありました。これにつきましては、女子のトイレに忍び込もうとか、そういうことは一切なく、周りのみんなからはやし立てられてという形で、本当に幼稚な感じは受けます。小学校の3件ですが、これにつきましては、いたずら電話が1件、女児なのですが、教師の足を蹴ったということで対教師暴、それから、対人暴力としまして、特別支援学級のお子さんが、ホワイトボードの取り合いになりまして、自分を制御できなくなって、取り合いをしていた女の子の首を絞めるという事案でございました。

続きまして、不登校でございます。

不登校につきましては、小学校が15名、中学校が70名という数が上がってまいりました。内訳としての確固書きがありますが、継続が小学校は7名、新規が8名、中学校はちょっと特質しているのですけれども、継続が62名、新規が8名ということなのですが、中学1年生は全体を通して6名という、今、非常に少ない状況でございます。色々な面で魅力ある学校づくりを進めてきている成果が少しずつあらわれているのではないかなと思っております。

続きまして、いじめに関することでございます。

小学校22校、中学校12校でアンケートの調査を4月中に行っております。アンケートだけではございませんけれども、いじめの事象によって認知されたものを含めての件数でございますが、小学校が187件、中学校が8件ということになりました。続いてのいじめの解消件数なのですが、これがゼロ件、これは、いじめ防止基本法が変わったせいで、3ヶ月間を待たないと解消にはならないということがありましたので、これから4、5、6月までの3月は、解消件数はゼロ件のまま報告を県に上げている状況です。県はそのように報告を上げて下さいということでした。しかしながら、本市としましては、前年度の未解決事案があって、いじめというのは、4月から始まるわけではない。統計上これは非常におかしいのではないかということも申し立てています。ですので、1月に起こった事案は4月に解決するのではないかということも含めた上で、各学校から出てきている生徒指導状況報告の様式の変更、改善について、今、県に問い合わせ、検討をしてもらっているところです。統計のための統計みたいになってしまっていて、非常にここは憤りを感じているところで、学校は一生懸命になって解決していった件数を上げられないということになってしまいます。その改善を今求めているところです。

続きまして、交通事故でございます。

交通安全指導等は行っているのですが、小学校6件、うち自転車事故2件、中学校2件、これは全部自転車事故でございます。非常に小学生の事案が相次いでおります。学年としますと、2年生が1人います。あと3年生以上という形になっております。自転車に乗り始めて、少し遠方まで行くことができるようになったところもあるのですけれども、ほとんどが自宅近くでの事故でございます。

続きまして、不審者、声かけ事案でございますが、小学校1件、中学校3件でございます。この4件中、下校時の事案が3件であるということです。これにつきましては、新潟県での事案がございました。新潟県の子も下校中に狙われておりますので、学校教育課としまして、この点ではどんな細かな小さな出来事でも、学校からの情報を取り上げるスタンスでやっております。声かけ事案が2件で、不審者が2件でございます。

その他でございますが、学級がうまく機能していない状況で、ある小学校の特別支援学級と5、6年の複式学級が今、取り上げられております。離席が多く、授業に集中できない児童が数名いる。管理職が校内を巡視したり、授業をTTで行ったりしている状況です。ちなみに、毎回ここに上がっておりました小学校につきましては、今、非常にいい状況でございます。人事の力は見逃せないと思っております。

そのほかの報告事項といたしまして、都城市の図書館Ma11ma11（まるまる）が供用開始されまして、5月18日で10万人を突破している状況です。5月27日時点で、入館者が13万4千人に達しているということでございました。このことから、部長がいつも目標値としておりました27万人は、突破できるのではないかと。その上どのくらいまでいくのかということでございます。今のところ好評でございます。

その他、学校での出来事等につきましては、後ほど、また学校教育課長からその他の部分で説明をさせていただきますが、新聞等で非常に今言われているLGBTの内容で、男女混合名簿でございますけれども、今、50%の学校で混合名簿を行使しているところでございます。しかしながら、混合名簿にすればいいという問題ではないので、このことを含めた上で、少人数の方々を見守っていくような施策にしていきたいと思っております。

以上で、報告を終わりますが、何か質問等はありませんでしょうか。

○赤松委員

今、教育長がおっしゃった混合名簿が約50%と、都城市が50%ですか。

○教育長

そうです。

○赤松委員

昨年までほとんどございませんでしたよね。

○教育長

ほとんどありませんでした。1学級だけ混合名簿を使っていた学級があったということですので、今年は半分がそのように切り替わったということです。入学式等で、男女混合で入ってきたところもございます。私は中学校に行ったのですけれども、男女混合で入ってきましたし、名簿の読み方も男女混合でした。そういうふうに今後はなっていくのかなと思っております。

○赤松委員

ほとんど名簿というものは別にきちんと定めているのではなくて、その目的に応じて、コンピュータでどうにでも作り出すことができる状況下ですね。であれば、メイン名簿が混合であろうが、ほとんど関係ないように思いますけれども、一人ひとりの人をきちんと尊重するということから、混合名簿というのがあがってきたのだと思います。

○教育長

その意義を取り間違えないように、教育委員会としても学校、それから学校教育課等への指導をしてまいりたいと思います。

よろしかったでしょうか。

○濱田委員

ご説明にありました学校は、最初に訪問させてもらった学校で、1年半前は随分落ち着いた感じがしたのですけれども。

○教育長

私も何回か行ってみたのですけれども、特別な支援が必要なお子さんが高学年に多くて、その関係でうまく学校内でコントロールがとれていないという状況でございます。

よろしかったでしょうか。

では、報告を終わります。議事に入ります。

11 議 事

【報告第41号】

○教育長

それでは、報告第41号を文化財課長から説明をお願いいたします。

○文化財課長

文化財課でございます。今回は、1件の報告をお願いいたします。

それでは、報告第41号 平成30年度夏季体験学習の開催要項の制定についてでございます。

都城歴史資料館では、4月27日から9月3日まで、「むかしむかしのまじないといのり」と題しまして、企画展を開催しております。この展示に関わる関連事業といたしまして、子どもたち向けに展示内容をより身近に感じてもらうために、体験学習を開催するものでございます。

開催日につきましては、7月31日火曜日から8月5日土曜日の5日間で、午前2回、午後2回実施する予定でございます。体験内容は、勾玉作り、墨書土器作り、そして、企画展の見学を予定しております。

具体的にご説明申し上げますと、[材料を示す] 子どもたちにこういう粘土を渡して、粘土と麻の紐を渡しまして、こういう勾玉を作ってもらいます。そのあとに墨書土器といいまして、土器のほうは焼いて渡す

のですけれども、こういうものに色々なものを描いてもらって、体験をしてもらおうということで。〔見本の勾玉を示して〕これは、土ですのでオープンで焼いて固めております。企画展の見学をしている間に焼いて、帰る時にはお渡しできるようになっております。対象につきましては、市内の小学生1年生以上で、一昨年までは1年から6年までとしておりましたが、「上の子が中学生なのですが一緒に体験できませんか」という問い合わせがありましたので、昨年からは市内の小学生1年生以上ということで対応しております。定員につきましては各回10名、合計200名で、昨年より50名増やしております。申込及びスケジュール等につきましては、要項のとおりでございます。この体験学習を通じてより多くの子どもたちに都城の歴史に興味を持ってもらいたいと考えております。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○教育長

ありがとうございました。

それでは、報告第41号につきまして、ご質問等がありましたらお願いいたします。

○岡村委員

開催日時が、日曜日が入っていないのですけれども、日曜日に開催したほうが参加希望の方が多いのかなと思ったところですがどうでしょうか。

○文化財課長

一応、夏休み期間中ということで、火曜日から土曜日までに行っているのですが、実は、申し込み段階で、平日のほうから先に埋まっていくという状況で、土日は家族で遊びに行ったりとか、色々行事等があるのかもしれないのですけれども、そのあたり毎年、大体7月の終わりから8月の第1週にかけてやっているのですけれども、日曜日開催してほしいという要望等はまだ受けたことはございませんし、先ほど述べましたように、平日から埋まってくるという状況なので、そのあたりはあまり心配していないところなのです。

○岡村委員

保護者の方がお休みでないとお子さんを連れていけない状況があるかなと思ひまして、日曜日もいいかなと思ったのですけれども、実際はそうでもないということなので安心いたしました。ありがとうございます。

○文化財課長

毎回、すべて定員いっぱい埋まりまして、「キャンセルはないですか」という問い合わせをよく受けております。そういう状況でございます。

○岡村委員

ありがとうございます。

○教育長

ほかにごございませんでしょうか。

では、報告第41号につきまして、承認いたしますので、どうかよろしく願いいたします。

【報告第43号】

○教育長

では、報告第43号を美術館長から説明をしていただきます。

○美術館長

報告第43号 平成30年度第65回都城市美術展開催要項の制定についてでございます。

今年度の市美展の要項の別紙のほうをご覧ください。

要項については、例年と大きくは変えておりません。主催、共催等はそのままでございます。会期につきましては、9月15日土曜日から9月30日日曜日まで、休館日を除いて14日間で開催する予定にしております。応募資格、応募規定等は例年どおりでございます。出品料につきましても1点につき1,500円で、高校生は無料としております。

続きまして、13番の作品の搬入及び搬出のところですが、搬入日は8月25日土曜日、26日日曜日に作品の受け付けを行います。搬出につきましては、審査後の選外となったものについては早めに搬出しますので、9月8日、9日で搬出いたします。展示いたしました入選作品につきましては、掛け替え終了後、10月6日、7日で搬出を行う予定にしています。

作品の審査日ですが、8月29日水曜日と30日の2日間で審査を行います。審査員につきましては、多摩美術大学教授の本江邦夫先生、山口県の周南市美術博物館館長の有田順一先生、ほか、宮崎大学准教授の宮木健二先生、同じく山元宣宏先生、今回、宮木健二先生が新しく加わっていただきました。ほかの3名の方は去年に引き続きの審査をお願いすることにしております。

表彰式につきましては、会期中の中日、真ん中の週になります9月22日土曜日の午前10時からコミュニティセンターで行う予定にしております。

関連事業としまして、昨年度までは市美展相談会という名称で、実行委員の先生方に作品の製作等についての相談を受け付ける日を設けていたのですが、なかなか趣旨が伝わらずに、「どうやれば賞がもらえますか」みたいな相談をされる方が結構いらして、ちょっと中身を分かりやすくするために、ワークショップと変えました。写真をとるにはどういったことに気を付ければいいのかとか、空間表現するにはどうすればいいのだろうかというのを実行委員のそれぞれの先生方に指導していただくという形に変えました。

その下の審査講評会も、毎年行っているのですが、審査日の最終日、30日の午後から審査員の先生方に出品者で希望される方に、審査員から直接講評をいただくという時間を設けております。これが平日ですので、来られない方もいらっしゃるのですが、鑑賞会という形で、開会日の午後から、こちらは実行委員の先生をお願いしておりますが、審査員の先生方の講評も含めながら、作品の鑑賞会を実行委員の先生方と一緒にするという会を2段式で行うように予定をしております。

今回新規で出品者の方々にご案内しようと思っていることが、今年度が65回の記念展になりますので、受賞者の作品を市美展とは別の機会にもう1回見ていただく機会を、来年度の市民ギャラリーの空き期間を使って、行おうかと思っています。こちらは入賞者の方に再度持ってきていただく形になりますので、任意という形にはなりますが、できるだけ受賞者の沢山の方々の作品をもう一度見ていただくことで企画をしてみました。こちらはまた入賞者に対しては別途ご案内をする予定にしております。

以上です。

○教育長

ありがとうございました。

では、今の報告第43号につきまして、ご質問等ありませんでしょうか。

○濱田委員

18番の関連事業の市美出品展ワークショップ申し込みに関してですが、ここに参加したから出展しなければいけないということではないですよね。

○美術館長

これに出ないと出せないとか、出たから出さないといけないという制限は特に設けておりません。これから新しく市美展に向けて作品を作りたいけれども、どうしていいかわからないという方もいらっしゃるのので、そういう方のご相談なり、実技指導なりを行うという形にしたいと思っております。

○濱田委員

スケッチ素材、題材等を持参の上というのは、これは何組ですか。

○美術館長

申し込みを受けた時点でそれぞれのどの程度の力量の方で、何を求めていらっしゃるのかの聞き取りをしまして、こちらで実行委員の方とご相談の上で準備するものは決めたいと思っております。

○濱田委員

わかりました。ありがとうございました。

○教育長

ありがとうございました。

ほかにございませんでしょうか。

○岡村委員

2つだけお伺いしたいのですが、1つは、市の美術展の協賛なのですが、どのように声をかけられているのかなというところがわからなくて、曾於市とか、志布志市、三股町なのですが、市町関係、また小林市が入っていないとか、そういうものはなぜなのかなと思ったので、地域を問わないのかというのが1点です。教えていただければと思います。

それからもう1つは、入選以上の作品を展示するということなので、入選作品が何点とか限定されるのかどうか。展示会場の広さもあるのかなと思うのですが、その2点を教えてください。お願いいたします。

○美術館長

協賛につきましては、60回展までは出品については、都城市の近隣市町村に限定をしておりました。都城市、旧北諸県郡5町、旧曾於郡、志布志、曾於、大崎、輝北も前は入っていたのですが、輝北は市町村の合併で違う市町村と合併されましたので、その当時のエリアを限定していた時の市町村が協賛に入っているという形になっております。60回展を機に、出品エリアの規制を取り払ったのですが、その後も旧の協賛していただいていた市町村については引き続き協賛をいただいているという形になっております。新規の小林だったり、えびのだったりというところは、新規では予算取りが、あちらの予算の組み方もありますので、なかなか新規では取りづらいというところがあって、入っていないというところがあります。

あと、市内の文化協会とか、医師会とかはかなり昔から協賛していただいております、それは当時の担当者がそれぞれの会長さんなりにお声かけをして、協賛のお願いをして入っていただいたということで、なかなか今は、新規の部分がないかというのはお願いをしたりとかはしているのですが、なかなか新規では入っていただけなかったりとかありまして、旧の協賛の方々そのまま残っている形になっております。

それからもう1点、入選につきましては、うちの美術館はそれほど大きくありませんので、当然、展示できる作品数のキャパの上限というのがあるのですが、できるだけ出品した方は展示をしたいという方向で審査しております。それでもどうしてもスペースの問題とかでかけられない部分とか、審査員の先生方から、これは作品として展示するにはちょっとあまりにも未熟だという作品も中にはありますので、そういったものが落選という形にはなるのですが、美術館のキャパというか、面積をある程度考慮しながら、出品総数は審査の段階ではわかっておりますので、作品の大きさ、作品の数等を考慮しながら、美術館の壁面に展示できる面積を考慮して、大体今回は何百点出ているので、何点ぐらい選んでくださいという形で審査員の先生方にはお願いしております。本来であれば、全部かけてあげたいというのが趣旨なのですが、物理的にできないこともありますので、その点はしょうがないということでご理解をいただいていると思います。

以上です。

○岡村委員

ありがとうございます。

○教育長

ほかにございませんでしょうか。

それでは、質問等がないようですので、報告第43号を承認いたします。ありがとうございました。

【報告第42号、議案第13号】

○教育長

それでは、報告第42号、議案第13号を学校給食課長から説明をお願いいたします。

○学校給食課長

それでは、報告第42号から報告いたします。

都城学校給食センター調理及び配送業務委託についてご報告いたします。

現在の都城学校給食センターは、平成20年に移設新築したものでございます。調理及び配送業務につきましては、その時から民間への委託により行っております。委託業者は、平成19年に一般競争入札により選定いたしまして、2回目が平成24年に指名競争入札により選定いたしました。いずれも株式会社学産給食が選定され、現在に至っているところでございます。今回が三回目の業者選定ということになりますが、市の方針にありますように、条件付きの一般競争入札により業者を選定いたします。5月7日に市ホームページで報告を開始し、これまで仕様書の説明会、質問の受付、質問の回答を終えたところでございます。今後6月4日に提出書類の審査とヒアリングを行い、6月18日に入札を行います。そして、決定した業者が8月1日から履行を開始するという段取りになっております。

なお、今回の契約期間は、平成30年8月1日から平成31年3月31日であります。次年度からにつきましては、契約の履行に特段の支障のない限り、トータル5年を上限といたしまして、契約を更新する予定でございます。

以上で、報告第42号の説明を終わります。

それでは、議案第13号 都城市学校給食センター運営審議会委員の委嘱についてご説明いたします。

学校給食課では、教育委員会の諮問に応じ、給食センター運営に関する重要な事項について、調査・審議するために、都城学校給食センター運営審議会を設置いたしております。今回、16名の方に委員として委嘱するものでございます。

関係資料の右のほうをご覧ください。

内訳といたしましては、知識経験を有する方が1名、市立小学校及び中学校の校長先生6名、都城市学校給食会市民部会の代表者1名、市立学校のPTA代表者6名、保健所、医師会、薬剤師会の代表者それぞれ1名ということでございます。なお、明和小学校校長の吉永様は給食主任部会からも選出をされております。また、医師会につきましては、今月7日に委員が決定するという報告を受けております。任期につきましては、6月1日から平成31年5月31日までとなっており、委員の中で女性の委員が現在のところ、今回7名ということでございます。

以上で説明を終わります。

○教育長

ありがとうございました。

今、報告の給食センター調理及び配送業務委託についてと、議案第13号の給食センターの運営委員会委員の委嘱についてでございました。何か質問等がありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

私から一つよろしいでしょうか。

入札になると思いますが、報告第42号ですが、今入っている業者と競合するようなところが出てくるのですか。

○学校給食課長

今現在、参加をする予定の業者が2者、今入っている業者ともう1者来ております。

○教育長

では、入札が成立するということですね。

○学校給食課長

そうですね。

○教育長

では、報告第42号につきまして承認をいたしまして、そして、議案第13号につきましては、原案のとおり行っていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

【報告第39号】

○教育長

それでは、報告第39号をスポーツ振興課長から説明いただきます。

○スポーツ振興課長

報告第39号は、来年度、早水公園体育文化センターを中心に開催されます全国高等学校総合体育大会男女バレー、弓道、登山の4競技について、円滑な大会運営を行うために、昨日、実行委員会が設立されたところであります。

それでは、添付資料の1ページ、大会概要をご覧ください。

本大会は、学校対抗で行われる高校生スポーツの総合体育大会であり、通称インターハイとも呼ばれております。本県では、平成4年度に開催されましたが、平成23年度より全国を9ブロックに分け、それまでの各都道府県の単独開催からブロックごとの輪番による広域開催となっております。3の実施主体につきましては、主催は全国高等学校体育連盟、開催県、開催県教育委員会、関係中央競技団体となっており、後援及び主管はご覧のとおりとなっております。

なお、競技種目別大会につきましては、主催に都城市、都城市教育委員会、また、後援に一般財団法人都城市体育協会が加わることとなります。

続いて、2ページをご覧ください。

5の県内開催競技、競技会場及び競技日程につきましては、本県で開催する9競技を、ご覧の会場と日程で開催いたします。なお、登山競技につきましては、予定していた霧島山系を中心としていたコースが新燃岳や硫黄山の噴火により使用できない可能性が出てきたため、本年9月までに決定できるよう、現在、関係機関と協議中であります。

続いて3ページ、4ページをご覧ください。

実行委員会の委員及び監事につきましては、実行委員会会則により、関係行政機関の職員、大会の準備及び運営に関係ある機関あるいは団体に属する者のうちから会長が委嘱するものとなっております。名簿のとおり、24名の皆様に副会長、委員、監事の就任をお願いしたところでございます。

続いて、5ページをお開きください。

都城市実行委員会平成30年度の事業計画につきましては、1の会議等の開催、2の開催準備業務推進として、6項目を上げております。

続いて、6ページをご覧ください。

平成30年度予算につきましては、収支予算として、まず、収入の部、市の補助金245万890円を計上しております。また、バレーボール競技及び登山競技は、共同開催となりますので、えびの市及び小林市の負担金を計上しております。支出につきましては、競技種目別ポスター募集及び選考から表彰に係る報償費や本年度開催の全国高校総体東海大会の視察に要する旅費など、合計270万6千円を計上しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○教育長

ありがとうございました。

報告第39号 全国高等学校総合体育大会の内容でございましたが、質問等がありますでしょうか。

ちなみに、今年度の高校総体、大分決まってくると思うのですが、バレーボールとかは。

○スポーツ振興課長

男子が都城工業、二位が小林西、女子が…。

○教育長

鵬翔か日大かですね。

○スポーツ振興課長

都城商業が三位になって負けてしまったのですが。

○教育長

都城工業はぎりぎりで勝ちましたね。

○スポーツ振興課長

5セットで勝ちました。

○教育長

ぜひ頑張ってもらって、来年は盛り上げていただきたいなど。

○スポーツ振興課長

来年は都城商業、それから、都城東のほうも今現在、留学生とかを入れられて頑張っていらっしゃるとお聞きしておりますので、まずは、地元の高校が出るということが盛り上がる要因となりますので、そういった面でも、今年度からPR、それから、市民の皆様の歓迎ムードを広めたいと考えております。

○教育長

よろしく願います。

では、報告第39号について承認いたします。ありがとうございました。

【報告第40号、議案第11号、第12号】

○教育長

それでは、報告第40号、議案第11号と第12号を生涯学習課長から説明をいただきます。お願いいたします。

○生涯学習課長

それでは、報告第40号 議案第11号、第12号につきまして、ご説明申し上げます。

まず、報告第40号 都城市よか・余暇・学習ネットワーク事業実施要綱の制定について、ご説明申し上げます。

同事業の実施につきましては、これまで運営してこられましたNPO法人きりりネット都城の実質撤退によりまして、平成30年度より市直営となったため、平成30年3月の定例委員会の報告第130号で、要項制定につきましては、ご説明を申し上げたところでございます。その後、予算を伴う事業であるため、告示制定が規制であるとして、工偏の要項から今回の糸偏の要綱に改めて制定したものでございます。また、学習料の免除につきましても、これまで小中学校単位の利用があった場合のみ適応する規定でございました。しかし、昨年度の実績を見ますと、家庭教育学級の利用もございまして、同じく社会教育関係団体でございましてPTA、それから、子ども会等の利用も想定した上で、これら3団体の活動を推進するためにも免除団体として参加し、要綱を制定したものでございます。

さらに、要綱制定にあたりましては、文言等の整理もあわせて行ったところでございます。この実施要綱の制定につきましては、以上でございますけれども、今年度、実質、市直営ということでございますので、今後とも状況を見ながら、適正に執行してまいりたいと思っております。要綱制定につきましては、以上でございます。

それでは引き続き、議案第11号につきまして、ご説明申し上げます。

議案第11号 都城市社会教育委員、公民館運営審議会委員の委嘱についてでございます。

社会教育委員につきましては、社会教育法第15条第2項並びに都城市社会教育委員条例第2条第2項の規定によりまして、また、公民館運営審議会委員につきましては、同法第30条第1項並びに都城市公民館条例第7条第3項の規定により、それぞれ委嘱するものでございます。いずれの委員につきましても、条例では、一つ目が、学校教育及び社会教育の関係者であること、二つ目が、家庭教育の向上に資する活動を行う者であること。三つ目が、学識経験のある者であること、以上から委嘱すると規定しております。この度、2年の任期満了に伴いまして、今年7月1日からの委員委嘱についてお諮りするものでございます。

別紙がございますけれども、別紙のとおり、いずれも小中学校や社会教育関係団体等の推薦者を含む方々

に委嘱したいと考えております。委員の詳細は、関係資料にもありますとおり、社会教育から8名、学校関係から2名、家庭教育2名、学識経験2名として、新規1名、再任6名となっております。議案第11号につきましては以上でございます。

続きまして、議案第12号 都城市人権啓発推進協議会副会長及び監事の委嘱についてでございます。

同協議会の会長、副会長及び監事につきましては、設置要項第4条及び第7条第1項の規定に基づきまして、委嘱または任命するものでございます。会長は、第3条第1項に規定する別表第1のとおり、事業担当副市長が充てられております。この度、副会長及び監事の委嘱につきましては、当要項の規定に基づき、別紙にございますとおり、それぞれ委嘱または任命するものでございます。副会長6名のうち、新任は3名、再任3名となっております。また、監事15名のうち新任は6名、再任は9名となっております。なお、任期は、平成31年3月31日までとなっております。

以上で、生涯学習課の案件につきましてご説明申し上げました。審議のほどよろしくお願いいたします。
○教育長

それでは、報告第40号のよか・余暇・学習ネットワークについてと、議案第11号の社会教育委員並びに公民館運営審議会委員について、そして、議案第12号の人権啓発推進協議会副会長及び監事の委嘱についてでございます。ご質問等ありませんでしょうか。

それでは、1つだけ、委員の皆さん方にご紹介しておいていただきたいものがあります。今回、よか・余暇・学習ネットワークが直営となりました。その直営となった理由といたしますか、先ほど、手を引かれたということなのですが、そこへんをちょっと教えていただけますか。

○生涯学習課長

先ほども申し上げましたとおり、NPO法人きりりネット都城が、これまで長年にわたって事業を、生涯学習課としては補助金という形で実施をしておりました。昨年度の実績で申し上げますと、110グループ、学習者としては845名ということでご報告を受けております。

生涯学習は、あらゆる人にあらゆる機会を通じて、年齢等に関係なく学習に取り組もうということで、これまで実施してきたところがございますが、NPO法人が実施されるに当たって、これまで講師としてお手伝いいただく方と、講師をお迎えして学習したい方の両方のニーズ、双方から学習をしたいというご要望があった時に初めてこの機会が成立する形で、これまで事業をしてきておりましたけれども、学ぶ側として指導をいただく方、年々、双方高齢化とともに、グループ数も少なくなってきたわけなのですけれども、なかなか補助金制度でやってきた関係もございまして、講師をお迎えするにあたっての単価等も見直してこれなかったということもございまして、いい話をお聞かせいただこうと思っても、補助金でやる関係上、講師にお支払いする謝金等も含めて、なかなかNPO法人のほうで用意が年々できなくなってきたところもございます。

というのは、受講される側も年齢も上がってきて、1年1年これまで多かった方たちが、少しずつ人数が減ってきますと、お一人お一人の負担も同じようにかかってくるということで、基本的に講師謝礼につきましては、受講者が負担いただくという形での制度になっておりましたので、そういったところが1年1年、難しくなってきたりまして、数年前からは、実質、事業者のほうで自己負担をしていたということもございます。先生によってはなかなか来て、講師でご納得いただけない場合もあったという話も聞いておりますので、我々としていたしましては、こういったところのケアも含めて、足りなかったのかなというところもございます。

現状は直営という形で、そういった制度を踏まえて、制度設計をどう見直していけばいいかということも含めて、今、我々もやっているところなのですけれども、また一つは補助金であった形を、業務委託みたいな形で今後実施できないのか、それによってはこういった問題となってきた講師への謝礼等も含めて、場合によっては幾らかという定額ではなく、ある程度の幅も持たせながら実施できないのか。補助金だとなかなか固定額ということでの想定で実施してきていましたので、業務委託であればそういった点につきましても

柔軟に対応できるのではないかと考えております。ただ実際これを業務委託するとなると、今後は、受託先をしっかりと確保しないといけないことも課題としてございますので、魅力ある講演等をしていただくためには、受けられる方のニーズがどういったことがあるのかの掘り起こしもしていかなければいけないと思っておりますし、今後、受講者を増やすためにも、そういったニーズとともに受託者をいかに満足させるような形で実施できるか。その両極面を見ながら、よか・余暇・学習につきましては、しばらくは直営で進めながら、継承して、直営以外の形で実施できないか、検討しているところでございます。以上です。

○教育長

ありがとうございました。よくわかりました。直営となった後も、色々な課題があるということで、ご承知いただきたいと思えます。

では、報告第40号を承認いたしまして、議案第11号、第12号を原案のとおり承認いたしますので、どうかよろしく願いいたします。

【議案第10号】

○教育長

それでは、議案第10号を学校教育課長から説明をいただきます。よろしく申し上げます。

○学校教育課長

では、議案第10号についてご審議よろしく願いいたします。

議案は、都城市学校運営協議会規則の一部改正についてでございます。この改正の理由につきましては、これまで学校運営協議会の委員の定数が8人以内となっていたのですけれども、現状を見ますと、学校からの要望も多く、実際9人が必要だという学校も出てまいりました。それが理由でございます。

では、改正の内容につきましてですが、めくっていただいて横長の表がございますが、この表でご説明いたします。

左側が改正前、右側が改正後でございますが、左側の改正前の第3条 協議会の委員は、各指定校につき8人以内とし、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命及び委嘱すると現行はなっております。それを、右側の改正後は、このようにしたいと思います。第3条 協議会の委員は、各対象学校につき原則8人以内とする。ただし、教育委員会が必要と認める場合は、9人以上とすることができる。第2項 前項に規定する委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命または委嘱する。このように、変更をさせていただきたいと思えます。どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

○教育長

学校運営協議会の運営委員を増やすということが含まれる規則の改訂でございます。

質問等ありましたら、よろしく願いいたします。

○濱田委員

8人とした根拠のようなものがあつたのですか。

○学校教育課長

これまでの運営協議会の人数を見ますと、多くて8人というところがほとんどで、それ以下の学校がほとんどだったのです。なので、規則としては、とりあえず8人以内ということを示していたという背景でございます。

○濱田委員

その8という数字が何かの基準に照らし合わせてではなかったのですか。

○学校教育課長

そういうことではないです。委員会としてもっていた基準が8人以内ということなんです。

○濱田委員

ちなみに、このプラス1名の中身は、何か理由がありますか。

○学校教育課長

要望をしてきた学校等にお聞きしたところだったのですが、非常に学校運営協議会を重くみていただいて、本当に地域の中で学校経営を行っていく校長の願いがあった時に、この人も欲しいとか、実際は会長になれる方が「この人も欲しいよね」と学校に言われて、その方も非常に前向きで、そういうのも学校としてはありがたいと思うのですが、そういうことで学校長もありがたいという願いで、でも8人という規則があるから、こちらのほうに質問があつて、どうしても増やせないのかということがあつて、そういう前向きな強い願いであれば、委員会としてはやはり、応えていくべきでないかと鑑みまして、規則を変えようかとしたところでした。

○岡村委員

学校運営協議会は大事な機関で、地域と学校を結ぶ、子どもたちを地域で育てるということは大事なことで、各学校としては、8人ではなくてもっとという希望も出てくるのではないかと思いますので、予算的な措置、今までは1回の会議に出席していただくために幾らかとかあつたのですけれども、予算的な措置は大丈夫なのか、お聞かせください。

○学校教育課長

本当におっしゃるとおりで、大事な協議会ですから、弾力的に行っていきたいなという気持ちは本当にあるのですが、一つだけクリアしておかないといけないのは、予算の問題があるのです、謝金とか。そうした時に、どこまで予算を財政課と話を取っていくかということにつきましては、ある程度規則に基づいたものでどうしてもやりとりをするものですから、そこはアバウトではできないもので、とりあえず一人増やして最大9人ということでも大分予算的にも違うものですから、そういった形でやってみようと思います。

また、弾力的な運用につきましては、規則のこともありますので、また、お時間をいただいて、協議をしていきたいと思っております。ありがとうございます。

○教育長

では予算の措置も考えるということでございますね。

ほかにございませんでしょうか。

それでは、議案第10号につきまして、原案のとおり承認いたしますので、どうかよろしく願いいたします。

【議案第9号】

○教育長

それでは、議案第9号を教育部長から説明いただきますので、よろしく願いいたします。

○教育部長

それでは、議案第9号の平成30年度6月補正予算、教育委員会の補正予算につきまして、ご説明させていただきます。

1枚めくっていただきまして、資料の1ページをご覧ください。

これが今回の教育委員会の6月補正予算の一覧でございます。右から2列目、ここに6月補正額が記入されています。まず、下の総計をご覧くださいと思いますが、歳入の補正が149万9千円となっております。当然、後で出てまいりますけれども、歳出も149万9千円同額となっております。

めくっていただきまして、次のページ、2ページになりますけれども、これが歳出の内訳になります。

まず、県の100%の委託事業であります小学校体育専科教員加配措置校実践研究事業の新たに今回計上いたすものでありまして、これは西小学校に加配をされております小学校の体育専科、教員の実践研究に要するための経費であります。金額は10万5千円でありますけれども、主なものは事務費になります。事務費に関するものを今回算出してあります。

それから、同じようにその下になりますが、県の100%委託事業でありますスポーツ習慣化促進事業に新たに計上するものでありまして、金額が139万4千円となっています。これにつきましては、6ページになります。6ページの四角い表の中の左上の事業の内容というところをご覧くださいと思いますけれども、県のモデル事業というのがございます。何のモデルかと申しますと、スポーツ習慣化促進事業というものがございまして、県の取り組む事業の中で1130県民運動というのがありまして、1週間に1回以上は30分以上の運動、スポーツを行いましょうという県の事業なのですけれども、今回このモデル事業として都城にやっていただきたいということがございまして、今回この事業を新たに歳出予算を補正予算で組むものでございます。

なお、今申し上げました事業内容の丸が幾つか並んでおりますけれども、真ん中の丸に事業期間がありますが、今年度からスタートしまして3ヶ年、30年、31年、32年の3ヶ年間この事業を継続的に行うことによりまして、先ほど申し上げました市民の運動に参加する時間を推進していく事業を今後3ヶ年間行っていくということになります。費目としましては下に、旅費、消耗品、通信運搬費、委託料とありますが、ほとんどが委託料になります。都城市内で一番活発的に活動しています高城スポーツクラブというのがあるのでございますけれども、そこあと2つ、中規模のスポーツクラブがあります。この3つを加味して、委託金を払いまして、市民をいろいろ会員として呼びかけをしていただいて、いろいろな事業に取り組んでいただくということになります。

以上、説明を終わりたいと思います。

○教育長

ありがとうございました。

部長からは、6月補正予算についての提案でございましたが、いかがでしょうか。ご質問等ありますか。(質疑なし)

それでは、議案第9号につきまして、原案のとおり承認いたしますので、どうかよろしく願いいたします。

12 その他

○教育長

続きまして、学校教育課長から幾つかその他で報告事項があるということでございます。

では、よろしく願いいたします。

○学校教育課長

それでは、資料はございませんが、1点目でございます。

前回、平成30年度の都城市教育研究委員の研究所員の委嘱につきまして、ご提案をさせていただいたところで、そのメンバーにつきまして、先日無事委嘱をさせていただきました。本来であれば、この場できちんとこの方々に委嘱をさせていただいたという名簿とあわせて、承認をいただかないといけないと思っていたのですが、実は、1校だけ、校長からの推薦書が届いておりません。これがないと委嘱はできないとなっておりますので、申し訳ありません。今日はその準備ができませんでしたので、次回の7月の定例教育委員会ですっかり提案させていただきますので、ご了承ください。よろしく願いいたします。これが1点目でございます。

2点目でございます。

お手元に資料があると思いますが、これは、定例教育委員会追加資料と上に書いたものでございます。これは、教育長のほうからご指示いただきまして、委員の先生方から質問があったものにつきましてのご回答でございます。よろしく願いいたします。

まず、1点目でございます。ある小学校の事案ということで、中原委員からご質問いただきました。このことにつきましてなのですけれども、まず、経緯につきましては、一つ目の丸ですが、学校で毎月アンケー

トを取っているのですけれども、そのアンケートの中でいじめというものがあるのではないかというご質問について確認がとれたということ。2つ目の丸、ほかに、女子も友人に陰口をしたり、お互いに敬遠し合ったりという、あまりよくない雰囲気があったということに、先生たちも気付いていた。そういうことがありまして、3つ目の丸ですが、4月27日の6年生の学年懇談の場において、先生が「根深いいじめがある」という発言をされたらしいです。このことが、親としては根深いと言われると、心配になるのです。それで、中原委員からもご心配いただいて、ご質問いただいたと思うのですが、実は、こんな言い方は不適切かもしれませんが、どこにでもあるようないろいろな子どもたちの雰囲気とか、トラブルとか、そういったことを非常に危機意識過ぎてというか、危機管理を持ちすぎてとは変ですが、先生が嚴重に捉えていますよという意味で、根深いという言葉が使われたと聞いております。だからと言って、事実は事実ですので、しっかり学校としても対応をしていったということで、実際、運動会に向けて一生懸命されまして、前回運動会は無事に終わったのですが、非常に雰囲気のいい運動会だったと、出向いた者から聞いております。以上です。

下のほうですが、2番目に、不登校生徒の進路は一体どうなっているかというご質問を岡村委員からいただきました。このことについてでございます。

平成29年度の3年生の不登校の進路状況について聞き取りをしました。ただし、不登校というのは、毎月生徒指導状況報告とあって、月30日以上欠席をしている者についてのみのアンケートというか、調査になります。結果でございますが、まず、1つ目、高校への進学が合計24名、内訳はそこに書いてあるとおりです。2つ目の丸ですが、就職が6名、そして、3つ目ですが、未定が11名、そして最後、その他が3名となっております。ご質問いただいた点のご回答が3点目でございます。

○7月定例教育委員会日程について

日程 平成30年7月4日(水) 13:30から

会場 市役所南別館3階委員会室

○7月臨時教育委員会日程について

日程 平成30年7月19日(水) 13:30から

会場 市役所南別館4階研修室

以上で、6月の定例教育委員会を終了いたします。